

安田町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、安田町への移住希望者が本町での生活を一時的に体験する施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
安田お試し滞在住宅	安田町大字安田 1649 番地 1

(管理)

第3条 施設の管理は、町が行うものとする。

(使用者の条件)

第4条 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 将来的に本町への移住を希望している者
- (2) 使用期間中、円滑かつ積極的に周辺の地域住民との交流をもてる者
- (3) 旅行に伴う宿泊利用でない者
- (4) 安田町暴力団排除条例（平成23年安田町条例第9号）第2条第2号に規定する者でないこと。

(使用期間)

第5条 施設の使用期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、町長が認めるときはこの限りではない。

2 使用期間は、連続する日により算定することとする。

(使用料)

第6条 使用者は、次に掲げる使用料を、使用許可決定通知を受けた日から利用開始までに納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

利 用 期 間	使 用 料
7日以内	5,000円
14日以内	10,000円
15日～1ヶ月以内	20,000円

2 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用申請及び審査)

第7条 使用者は、あらかじめ電話等による仮申請を行い、使用開始日の7日前までに町長に申請書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、使用の適否を審査し、使用者

に通知するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。